

## さいたま市病院等物価高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、診療材料等の急激な物価高騰により影響を受ける病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）に対し、事業継続に向けた支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法(昭和23年法律第205号。) 第1条の5第1項で規定する施設をいう。
- (2) 有床診療所 医療法第1条の5第2項で規定する施設のうち患者を入院させるための施設を有するものをいう。

### (交付対象施設)

第3条 支援金の交付対象は、さいたま市内に所在する病院等で、次に掲げる全ての要件を満たす施設とする。

- (1) 令和8年1月1日現在において、病院等が医療法第27条に基づく使用許可を受けていること。
- (2) 第5条の規定に基づく交付申請日時点において、事業を実施しており、令和8年3月31日まで事業継続の意思があること。
- (3) 一般の患者の利用に供する施設であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

### (交付額)

第4条 交付額の算定方法は、別表に掲げる基本額及び加算額により算定するものとし、単価は別表に定める額とする。

2 交付額の基礎となる病床は、交付申請日時点において現に病床を使用し、今後も使用する意思がある病床に限るものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、さいたま市病院等物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、申請があったときは、その適否を審査し、支援金の交付を決定したときは、さいたま市病院等物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金を交付することが不適当であると認めた場合は、支援金の不交付を決定し、さいたま市病院等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の支払い)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付決定した支援金を、申請者が申請書により指定した振込先へ速やかに支払うものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による支援金の交付の決定に当たり、必要な条件を付し、又は指示することができる。

(調査等)

第9条 市長は、支援金の交付に関して必要があると認めたときは、隨時調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第10条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第9条に基づく調査を拒み、又は報告の求めに応じないとき。
- (3) 支援金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかつたとき。

2 市長は、前項の規定による決定の取消しをした場合については、さいたま市病院等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に支援金が交付されている

ときは、さいたま市病院等物価高騰対策支援金返還命令書（様式第5号）により期限を定めて当該支援金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（書類の整備等）

第11条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、支援金の交付の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 規則及びこの要綱に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1. 基本額

対象	単価
病院 有床診療所	1床当たり 7,000円

2. 加算額

医療機能（区分）	対象	単価
救急医療機関	救急医療機関としての認定・告示がなされている病院・有床診療所	1床当たり 3,000円
二次救急輪番病院	二次救急病院群輪番制に参加している病院	1床当たり 3,000円
小児二次救急輪番病院	小児二次救急病院群輪番制に参加している病院	1床当たり 3,000円
分娩取扱医療機関	分娩取扱実績がある病院・有床診療所	1床当たり 3,000円

備考

- 1 各加算は交付申請日時点でその医療機能を有するものとする。
- 2 各加算は交付額の基礎となる病床数に対してそれぞれの単価を乗ずる。
- 3 各医療機能を重複して有する病院は、それぞれの加算の合計額を基本額に加える。